

各地方農政局農村振興部設計課長 殿

農村振興局整備部設計課
施工企画調整室長

令和3年度における遠隔確認の試行実施について

国営土地改良事業の工事現場等における遠隔確認については、「工事現場等における遠隔確認の試行について」（令和2年5月26日付け2農振第495号設計課長通知）において、「工事現場等における遠隔確認に関する試行要領」を通知し、試行実施してきたところである。

令和2年度の試行実施工事を対象としたアンケート調査の結果、移動時間の短縮に伴う業務の効率化、新型コロナ対策として接触機会の減少など9割以上で効果があったとの評価があり、移動時間として1工事あたり11時間の削減となっている。

このことから、一層の試行実施の拡大に向け、令和3年度の試行にあたっては、下記のとおり実施することとしたので、適切に対応されたい。

記

1 対象工事

原則として、各地方農政局で発注する全ての工事を対象とする。

なお、当初発注においては受注者の希望により実施することとし、「通信環境が整備されていない工事」、「遠隔確認に必要な機材の調達が困難な工事」などは除外する。

2 試行方法

当初発注においては、特別仕様書の変更事項に記載し、契約後に受発注者間で協議した上で、試行導入を決定する。

3 積算

(1) 積算方法

遠隔確認に使用する機器等は、原則リースを使用することとし、その費用は工事実施に必要な施工管理費用（技術管理費）として、機器等及び通信に係る費用の見積りを徴収して全て計上する。

計上にあたっては、現場管理費率や一般管理費率による計算の対象外とするため「一括計上価格」とする。

やむを得ず機器等の購入が必要な場合はその購入費に対して機器等の耐用年数に使用期間割合を乗じた金額を計上する。また、受注者が所有する機器等を使用する場合も同様とする。

なお、発注者が所有する機器等を使用する場合は受発注者間で費用を協議すること

とし、追加で必要となる費用を計上する。

(2) 機器等の耐用年数

代表的な機器等の耐用年数については表－1のとおりであるが、これによりがたい場合は受発注者間で協議して決定する。

表－1 代表的な機器の耐用年数

機器等の名称	耐用年数
パソコン	4年
カメラ、ネットワークオペレーティングシステム、アプリケーションソフト	5年
ハブ、ルーター、リピーター、LANボード	10年

※国税庁ホームページ公表資料から引用し作成

4 特別仕様書（記載例）

対象工事は、発注者が指定して特別仕様書に本試行要領に基づく「遠隔確認活用試行工事」であることを明記する。

(当初発注時)

項目	記載例
1. 特別仕様書	第〇章 条件変更の補足説明 本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。 ①遠隔確認の試行を行う場合

(契約変更時)

項目	記載例
1. 特別仕様書	第〇章 施工管理 (〇) 工事現場等における遠隔確認について 1) 本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者がウェアラブルカメラ等により撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認（以下「遠隔確認」という）を行う工事である。 2) 遠隔確認の活用は、別添の「工事現場等における遠隔確認に関する試行要領」によるものとする。 3) 受注者は、本工事において施工状況を確認するためにウェアラブルカメラ等による撮影を行っていることを施工現場に掲示して周辺住民等の理解につとめなければならない。 4) 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、これに協力しなければならない。 5) 本試行にかかる費用は一括計上価格に計上する。

